

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

### 奈良県人事委員会規則第三十号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
る規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年三月奈良県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち別表第一及び別表第二の改正規定中

9	流域下水道セン
10	馬見丘陵公園館
11	高等学校総合寄
12	教育研究所の事
13	警察本部の管理
14	警察本部の課の 補佐の職務
15	警察署の会計官
16	警察学校の管理 ある教官の職務

ターの参事の職務  
の副館長の職務  
宿舍の寮長の職務  
務局長の職務  
官、次席、副所長、指導官及び第二庁舎統括官  
附置機関の室長、所長、副室長、副所長、室長

を

9	なら食と農の
10	流域下水道セ
11	馬見丘陵公園
12	高等学校総合
13	教育研究所の
14	警察本部の管
15	警察本部の課 補佐の職務

び隊長補佐の職務  
及び課長の職務  
官、校長補佐及び警部の階級に相当する段階に

魅力創造国際大学校の学科長の職務

ンターの参事の職務

館の副館長の職務

寄宿舍の寮長の職務

事務局長の職務

理官、次席、副所長、指導官及び第二庁舎統括官

の附置機関の室長、所長、副室長、副所長、室長

及び隊長補佐の職務

官及び課長の職務

理官、校長補佐及び警部の階級に相当する段階に

会事務局の事務局長の職務

会事務局の課主幹の職務

会事務局の参事の職務

の参事、調査官、聴聞官、交通管制官及び主幹の職務

と農の魅力創造国際大学校の副校長の職務

員会事務局の事務局長の職務

員会事務局の課主幹の職務

に、

を

補佐、所長補佐

16 警察署の会計

17 警察学校の管

ある教官の職務

5 収用委員

6 労働委員

7 教育委員

8 警察本部

5 なら食

6 収用委

7 労働委

8 教育委

9 警察本

に改める。

員会事務局の参事の職務

部の参事、調査官、聴聞官、交通管制官及び主幹の職務

**附 則**

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。